

動画で説明されている内容は以下のとおりです。

この動画では、サービス付き高齢者向け住宅の新規登録の申請方法について説明します。

サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けるためには、法令等で定められた基準を満たす必要があります。

まずは、各種法令等について、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」の「制度について」というページでご確認ください。

登録は、各都道府県、政令指定都市、中核市及び権限移譲市で行っています。事業を行おうとする建築物または敷地の所在する市町村を管轄する窓口をご確認ください。

県で登録を受けるためには、事前協議の手続きを踏む必要があります。また、登録申請前に建築確認を受ける必要があります。

事前相談は提出書類の作成方法などに疑問がある場合、事前協議の前に事前相談を受け付けています。

事前相談を受けることが望ましいのは、過去に登録手続を行った実績が無い、共同利用部分を含めた居室の面積基準を満たしているか疑義がある場合などです。

【事前協議】

審査期間について、事前協議に必要な書類を全て揃えて提出した場合、事前相談に係る期間は除き、通常2か月～3か月程度を要します。書類不備が多い場合は、更に1か月～2か月要する場合があります。

初めに、埼玉県サービス付き高齢者向け住宅登録の手引き新規登録編の6ページから8ページで必要な様式や添付書類を確認します。

必要な書類が揃ったら、事前協議書を作成します。埼玉県サービス付き高齢者向け住宅登録の手引き（新規登録編）の9ページの記載に従って、県提出用を正本、副本で計2部、事業者控え用で1部ご準備ください。

必ず前日までに予約（日程調整）の上、埼玉県都市整備部住宅課までお越しください。

【本登録】

審査期間について、事前協議で審査した内容に変更がない場合、通常、1週間～10日程度を要します。

事前協議で審査した内容に変更が生じた場合、通常の審査期間から更に1～2週間以上要しますので、ご注意ください。

本登録時には、事前協議に必要な書類の他、事前協議終了後に内容の変更があった場合には変更点の説明資料、建築確認済証等が必要になります。事前協議で図面を固めた後、建築確認を行うといった流れが望ましいです。

事前協議終了後に内容の変更があった場合、本登録の提出書類は、変更後の内容で作成してください。また、【変更点の説明資料】を埼玉県サービス付き高齢者向け住宅登録の手引き・新規登録編の10ページに記載されたとおりに作成し、併せて提出してください。

提出書類の詳細については、埼玉県サービス付き高齢者向け住宅登録の手引き・新規登録編の10ページから11ページで必要な様式や添付書類を確認してください。

確認が終わりましたら、メールの件名に「住宅名」を入れ、専用のメールアドレスに必要な書類を送付します。

いかがだったでしょうか。

埼玉県に新規登録申請を提出する際は、必ず登録の手引きを御覧ください。
